

平成17年第1回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成17年3月8日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議案第1号 本巢市教育委員会委員の任命について
- 日程第5 議案第2号 本巢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について
- 日程第6 議案第3号 本巢市立公園条例について
- 日程第7 議案第4号 本巢市部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第5号 本巢市役所支所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第6号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第7号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第8号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第9号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第14号 本巢市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第15号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
- 日程第19 議案第16号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について（海津町、平田町、南濃町）
- 日程第20 議案第17号 証明書の交付等の事務委託に関する協議について（海津市）
- 日程第21 議案第18号 平成16年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 議案第19号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第20号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第21号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第22号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第23号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第24号 平成16年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第28 議案第25号 平成17年度本巢市一般会計予算について
- 日程第29 議案第26号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第27号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計予算について

- 日程第31 議案第28号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計予算について
日程第32 議案第29号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計予算について
日程第33 議案第30号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計予算について
日程第34 議案第31号 平成17年度本巢市水道事業会計予算について
-
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（48名）

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	7番	吉田建夫
8番	日浦興和	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫
14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
18番	堀守	19番	吉村優
20番	宮脇孝男	21番	小澤菊治郎
22番	川口金二郎	23番	後藤寿太郎
24番	小川幸雄	25番	園部隆雄
26番	山田澄男	27番	上谷政明
28番	大熊和久子	29番	竹中光夫
30番	大西徳三郎	31番	戸部弘
32番	林和治	33番	春日井万里
34番	宮川久夫	35番	高橋秀和
36番	高橋一	37番	出村宏行
38番	高橋義和	39番	高田弥
40番	遠山利美	41番	杉山潔
44番	稲葉信春	45番	瀬古孝雄
46番	鷓飼静雄	47番	川村高司
48番	三島智恵子	49番	白井茂臣
50番	中野治郎	51番	白木健

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤 正行	助 役	高木 巧
収入 役	守屋 太郎	教 育 長	高橋 茂徳
参与兼合併 プロジェクト室長	新谷 哲也	総務部長	溝口 義弘
企画部長	高橋 武夫	市民環境部長	土川 隆
健康福祉部長	中村 節	産業建設部長	服部 次男
上下水道部長	林 賢一	教育委員会 事務局 長	堀部 秀夫
根 尾 総合支庁長	島田 克広	代表監査委員	三田村 晃司

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	富田 義隆	議 会 書 記	今村 光男
議 会 書 記	杉山 昭彦		

開会の宣告

議長（白木 健君）

ただいまから平成17年第1回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は48名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（白木 健君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号8番 日浦興和君と9番 浅野英彦君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（白木 健君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月29日までの22日間とし、3月9日から3月13日までと3月17日から3月28日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月29日までの22日間とし、3月9日から3月13日までと3月17日から3月28日までを休会に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

議長（白木 健君）

これより日程第3、諸般の報告を行います。

まず私から報告をさせていただきます。

平成16年第6回議会定例会において採決されました北方領土返還要求に関する決議は、全国の市町会議長会へ、「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書とWTO・FTA交渉に関する意見書の2件は、内閣総理大臣と農林水産大臣に平成16年12月24日に送付いたしましたので、報告をいたします。

平成17年第1回本巢消防事務組合議会定例会が、1月17日、本巢消防事務組合で会期1日間で開催されましたので、報告をいたします。

提案されましたのは4案件で、平成15年度一般会計歳入歳出決算については、歳入総額8億5,406万5,000円、歳出総額8億2,449万7,000円で、差し引き額2,956万8,000円であり、災害出動

状況は災害31件、救出が1,923件、救助が38件でありました。

平成16年度一般会計補正予算は9,675万2,000円を追加し、9億3,504万9,000円とするもので、歳出の主なものは、中署訓練場用地購入費9,255万7,000円、面積は1,453平米と訓練棟建設工事費630万円であります。

平成17年度組合分賦金は、総額8億550万3,000円で、本巢市は4億5,353万円で全体の56.3%でございます。

平成17年度一般会計予算は、歳入歳出総額8億6,617万2,000円で、歳出の主なものは、訓練場造成地舗装工事2,076万1,000円、根尾分署配備の高規格対応救急車、消防トラック1,968万円であり、すべての議案は全会一致で承認・可決いたしました。

議会終了後、全員協議会が開かれ、瑞穂市の旧穂積町地域が平成20年4月1日から加入に伴う協議について、加入検討委員会を設置することとし、各市町議会から代表2名を選出し、委員9名をもって構成するもので、本巢市議会からは総務常任委員会の大西委員長、小川副委員長を選任しましたので、報告をさせていただきます。

以上で私からの報告を終わらせていただきます。

続きまして、広域連合議会の報告をお願いいたします。

林 和治君。

32番(林 和治君)

もとす広域連合議会定例会の報告をいたします。

平成17年第1回もとす広域連合議会定例会が、平成17年2月7日から10日までの4日間の会期で開かれたので、報告をいたします。

定例会に提案されたのは、条例制定1件、条例改正5件、平成16年度補正予算5件、平成17年度予算5件の16件であります。

条例制定は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例で、地方公務員法が改正され、職員の任用、給与、勤務時間等を報告・公表する必要が生じるために新たに制定するものであります。

条例改正は、育児または介護を行う職員の早出・遅出勤務ができるようにするもの、情報公開審査会委員及び個人情報保護審査会委員の費用弁償を月額8,000円と定めるもの、介護認定審査会の委員の定数を26人以内から福祉保健分野を加え30人以内とするもの、大和園の認知症高齢者向け施設の増設に伴い、デイサービスセンター35人から55人に、短期入所施設25人から42人に定員をふやすもの、幼児療育センター1日当たりの利用定員を35人から40人にするものであり、それぞれ一部改正するものであります。

平成16年度補正予算は、額の確定見込みによるものと繰越金の確定に伴うそれぞれの会計区分による財政調整基金の増額をするものであり、五つの会計総額で1,965万6,000円を追加し、歳入歳出総額54億157万4,000円とするものです。

平成17年度予算は、一般会計ほか四つの特別会計総額で52億485万5,000円で、対前年度比1,287万5,000円の0.2%増です。各会計歳出の主なものは、一般会計は、本市ストックヤード整備の

広域行政推進交付金 1 億 1,354 万円。介護保険特別会計は、介護サービス給付費は 4 億 665 万 9,000 円増の 35 億 1,832 万 9,000 円、第 3 期介護保険事業計画策定委託料 421 万 1,000 円。老人福祉施設特別会計は、認知症高齢者向け短期入所デイサービスセンターの開所に伴う運営費 1 億 411 万 3,000 円、施設改修工事 760 万 3,000 円。療育医療施設特別会計は、療育担当日々雇用賃金 87 万円、エアコン設置 45 万円。衛生施設特別会計は、搬入汚泥成分分析調査 148 万 5,000 円であり、なお本巢市の負担は 5 億 1,504 万 6,000 円で、前年対比 1 億 3,310 万 4,000 円の 20.4% の減であります。

以上 16 議案、すべて全会一致で可決されました。関係資料をお手元に配付しておりますので、御参照ください。

もとす広域連合議会の報告を終わります。

議長（白木 健君）

続きまして、特別委員会からの報告をお願いいたします。

議会だより編集特別委員会委員長の三島智恵子君より報告をお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長（三島智恵子君）

議会だより編集特別委員会から御報告をいたします。

去る平成 16 年 12 月 22 日午後 3 時より、市役所の本庁舎で第 1 回の編集委員会を行いました。中身は議会だより 5 号の編集に関するものでございます。その後、ことしになりまして 1 月 5 日、14 日、19 日と 3 回の委員会を重ね、議会だよりを発行いたしました。皆さんのお手元に届けられていると思いますので、中身についてはごらんをいただきたいと思います。今回は 20 ページでつくりました。

なお、今議会の議会だよりについては、5 月 1 日付で発行する予定でございます。また、一般質問をしていただきました方、原稿をお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長（白木 健君）

市長より行政報告及び所信表明をお願いいたします。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

本日、平成 17 年第 1 回の本巢市議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には全員の御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本巢市が発足しまして 2 年目となり、また私が市政の立場に立たせていただきましたのが、ちょうど昨年の本日に当たります。この間、議員の皆様には市会議員として議会や議員活動に尽力していただき、市政の推進に御貢献いただいたおりに深く感謝と敬意を申し上げる次第でございます。

先般、合併 1 周年を記念いたしまして、市の木、花、鳥、魚を制定したところでございますが、それ以前に決めました市章とかシンボルマークとあわせまして、市としての体裁が整ってまいった

と存じております。また、合併前から引き継がれました諸問題も逐次解決されているところでございます。

ただいまは今議会の会期の決定を賜りまして、まことにありがとうございました。本日ここに平成17年度予算案を初め諸議案の御審議をお願いするに当たりまして、まず行政報告を申し上げ、続いて新年度に臨みます所信の一端を申し述べたいと存じます。

平成17年度は私が市民の皆様から新生本巢市の将来を信託され、市長に就任させていただきまして、今は2年目を迎えているところでございます。4町村の合併に携わりました関係者の一人として、新市において合併の理念が発揮できるよう職責を果たす所存で市長を務めているところでございます。

この1年を振り返りますと、合併直後は多少混乱が見られました時期がございましたが、このような状況下におきましても、道路とか下水道などの生活基盤の整備や教育環境などの整備を着実に進めてまいったほか、市民の皆様のだれもが合併の効果を実感できる施策の早期実現にも力を注いでまいりました。高齢者など交通弱者の方に視点を置き、公共交通機関のネットワーク化を目指し、コミュニティーバスの運行や経営危機に瀕した樽見鉄道を当面3年間存続することといたしました。また、快適で便利な生活環境を提供いたしますため、真正地区の下水処理場にも着手いたしましたし、国道157号のバイパスとなります（仮称）西部連絡道路整備を本年度から着手しているところであります。

合併後1年という短い期間でございますが、合併の効果と思われる変化を感じております。各種団体の一本化、成人式などの行事の統合、樽見鉄道の存続、森林整備の推進などの考え方に関し、地域ごとの格差がございましたが、市域全体のこととして認識していただけたことは、市としての一体感のあらわれであると存じます。

二つ目は、合併前から懸案でありました工場跡地の活用でございます。合併直後から企業進出の話が本格化し、2カ所の跡地を利用していただける計画がまとまりましたことは大変喜ばしいことであり、市といたしまして魅力があって進出したという評価を企業の方からもいただいているところでございます。

今後目指すところは、市民の皆様との協働による市政運営でございます。この1年は、先ほど申し述べましたように、模索しながらの船出でありましたが、新年度は市民の皆様に参加していただき、さまざまな機会でご意見、御提案をちょうだいして、皆様の夢や希望を大切にはぐくみながら施策に反映していきますため、まさに本巢市の本格的なスタートの年であると、このように考えております。

初めに、名鉄揖斐線の廃止に伴う代替輸送手段について御報告いたします。

名鉄揖斐線の廃止に伴う代替バスにつきましては、鉄道利用者の交通手段の確保を図るため、沿線市町、岐阜乗合自動車及び関係機関とが検討を重ねてまいりましたが、このほど運行路線、運行ダイヤ等が決定され、各自治会を通じて市民の方へ告知させていただいたところであります。

路線につきましては四つございまして、一つは新岐阜とリバーサイドモールを揖斐線に沿って運

行する政田忠節線、二つ目は学生輸送を対象とした大野北高線、三つ目が岐阜高専線でありまして、これが新設でございます。四つ目は宗慶を経由する真正北方大縄場線を増便しまして、大野町役場まで路線延長され、これが大野真正北方線となります。

揖斐線が廃止となることは大変残念でございますが、代替バスの充実した展開により、通勤・通学など沿線市民の方の公共交通としての足は確保できたと、このように考えているところであります。

次に、樽見鉄道の動向について御報告をいたします。

去る1月20日に、沿線自治体による樽見鉄道連絡協議会を開催し、樽見鉄道の経営改善計画に基づき当面3ヵ年支援していくこと、平成19年度に経営状況を確認して、経営の改善が認められた場合には支援を継続することと決まりました。同時に、各市町の負担割合も定めまして、本市の負担は平常年で60.64%ですが、レールバスを更新する年は、樽見鉄道自社負担分を本市と揖斐川町で負担することとしたわけでありまして。

同じ日に、地域住民やNPOなどの参加によります樽見鉄道マイレール促進協議会を設立しまして、2月末の市民鉄道への転換計画の策定を目指して4回の幹事会を通じまして実質的な協議を重ね、2月25日の同協議会の総会において転換計画を決定し、その場で県へ提出して本年度の県の補助金を受けられる運びとなったわけでありまして。

転換計画のコンセプトを申し上げますと、「心にゆとりを・スローライフ」OY樽見鉄道」ということで、忙しい日常生活の中で鉄道を利用することにより、車窓の風景を眺めながらゆったりとした気分を味わっていただけるという樽見鉄道が本来持つ魅力をあらわしております。また、同計画の内容は、市民・樽見鉄道・沿線市町のそれぞれの役割を定めております。

重要施策のポイントは、次の五つでございます。

一つは、地域と一体となったマイレール運動への取り組み。二つ目に、市民の日常生活のための利便性の向上。三つ目は、にぎわいのあるまちづくり。四つ目は、樽見鉄道の自助努力と質の高いサービスの提供。五つ目は、樽見鉄道への沿線市町の支援。これらの対策を着実に推進し、樽見鉄道を維持してまいることとしましたので、御報告いたします。

今後も、樽見鉄道を縦軸、代替バス路線を横軸として、市内を循環する「もとバス」を含めた利便性の高い総合的な公共交通体系の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますが、市民の皆様が利用していただくことが重要でありますので、行政といたしましても利用促進を図るための工夫やPRに努めてまいらなさいかと、このように考えている次第でございます。

次に、住友大阪セメント岐阜工場の石炭貯蔵サイロ爆発事故について御報告いたします。

去る2月23日に、住友大阪セメント岐阜工場の石炭貯蔵サイロが爆発・炎上し、翌日まで消火活動が続いた大きな事故がございました。2月25日と3月4日に同工場の工場長が来庁されまして、事故の謝罪と消火活動へのお礼とともに、今後の事故防止策等につきまして御報告がありました。

その御報告の内容でございますが、爆発時の石炭貯蔵量は約800トンで、満杯時の7割が空の状態であったと。2,500トン貯蔵できる能力があったわけでございます。散水による赤熱石炭の解消

やサイロ内温度の低下に至らず、可燃性ガスが発生してガス爆発につながったということでございますという事でした。今後、第2サイロを仮使用することですが、本巢消防署の指導のもとに次の事故防止策をとる方針とのことでありました。

一つは、自然発熱が起こりにくい石炭との品種を変更する。今、中国の石炭を使っておられますが、ベトナムとかロシアなどの酸素含有量の低い品種に切り換えるということでございます。貯蔵による発熱を防止するため、貯蔵量を2日分の使用量であります1,000トンを上限といたしまして、定期的に行う完全排出の周期を現行年1回でございますが、これを2ヵ月に1回としていくと。古いものは残さないということを考えていくということでございます。このほか、サイロ内温度管理の徹底、散水設備の改善、一酸化炭素濃度や温度を従来より低い数値で異常だというふうに判断するような対策をとりまして、それによって散水などの対策をとっていくということございました。

さらに、昨日7日に住友大阪セメントの社長が来庁されまして、爆発事故の謝罪と今後の事故防止に鋭意努めて、再発しないようにしたいということで申し出がございました。本市といたしましても、地域住民の方の不安を取り除くためにも、二度とこのようなことのないよう、貯蔵庫を含む施設、設備の適正な管理と迅速な対応を強く申し入れておいたわけであります。

次に、本巢市の総合計画の状況について御報告をいたします。

御存じのとおり総合計画は、目指すべき将来都市像を示す基本構想、都市像を実現するための施策を定める基本計画、そして施策の具体的な事業として実現する実施計画から構成されております。本巢市では、本年度から総合計画の策定に着手しておりまして、去る2月3日に本巢市計画審議会を設置し、新年度策定に向けまして審議をお願いすることとしました。また、同審議会におきましては、あわせて市民憲章も定めていただくと、このような考え方で進めてまいります。

次に、本巢市青少年育成市民会議について御報告をいたします。

次代を担う青少年に対して、地域ぐるみで健全な育成を効果的に進めますために、去る2月20日に本巢市青少年育成市民会議を設立いたしましたところでございます。

次に、本巢市地域防災計画及び水防計画の策定についてでございますが、去る3月4日に本巢市の消防・水防・災害救助等の基本となります計画を審議するため、本巢市防災会議・水防協議会を開催いたしまして、それぞれの計画を定めていただきました。

次に、都築紡績工場跡地への大型商業施設の進出についてでございます。

現在、開発業者と市との間で、事業展開に当たって環境整備に関する協定書の締結に向けまして鋭意努力をしております。このような大型商業施設は、本市に活力とにぎわいをもたらす魅力がある反面、地域住民の方の住環境や青少年に与える影響も懸念されます。今後とも議員の皆様方の協力をいただきながら、適正に事業展開してもらえますよう、十分に話し合い、適切な指導を図ってまいりたいと考えております。

次に、充実した教育環境を提供するため、小・中学校の整備についてでございますが、小学校では根尾小学校の改修、一色小学校の改築及び弾正小学校の増築に取り組み、一部を除き昨年の12月

に完成して、既に児童さん方に使っていただいているところであります。あとは一色小学校の旧校舎の改修と外構工事が残っておりますが、3月下旬には完成する予定でございます。中学校は、本巣中学校の改築を2年計画で進めておりますが、本年度は体育館と管理棟が完成いたしますし、校舎を含む全体の完了はことしの12月を予定しているところであります。

次に、ストックヤードの整備状況についてでございますが、旧町村時代から計画をしておりましたストックヤードのうち、真正・根尾地域のストックヤードが3月末に完成し、ことしの6月の供用開始を予定しております。また、本巣地域のストックヤードは、新年度の着工、完成を目指してまいります。

次に、本市における道路の動脈とも言える路線の整備状況についてでございますが、新市建設計画の最重要プロジェクトに掲げております(仮称)西部連絡道路の進捗状況でございますけれども、全体計画の進行に大きな影響を与える用地買収について、地権者の皆様の協力をいただきまして、真正・糸貫工区におきましては予定した用地の5割の買収が達成できる見通しがつきました。今後、平成20年度供用開始予定に向けまして工事に着手をしまいたいと、このように考えております。

また、国道157号の日当平野バイパスにつきましては、日当大橋、城山橋が3月25日に供用開始されます。これによりまして根尾地域への往来に要する時間が短縮されますことは、まことに喜ばしいことと存じます。今後は日当トンネルの早期着工、完成に向けまして、県に対して強力で働きかけてまいりたいと考えております。

次に、地域公園の整備についてであります。旧糸貫町が計画しておりました席田北部公園が3月下旬に完成いたします。糸貫地域では四つの地区に分けて公園を整備してまいりましたが、1地区のみ合併が重なり、このような時期の完成となった次第でございます。憩いの場とともにスポーツもできる機能を持った公園を整備することにより、地域住民の方に快適で質の高い生活環境を提供できると、このように考えております。

最後になりましたが、去る1月18日に西濃環境整備組合議会が開催されましたので、その概要を報告いたします。

まず人事案件では、町村合併に伴い監査委員に欠員が生じたので、後任に墨俣町長の栗田金一氏が選任されました。

補正予算では、繰越金が4,563万6,000円増額となりましたので、財政調整基金に積み増しをいたしました。

平成17年度の一般会計は、総額20億338万3,000円で、主な新規事業として不要となった機械炉解体工事費に5億570万を充てるものであります。なお、機械炉解体跡地は、18年度におきましてスラグ等のストックヤードとして整備活用する方向でございます。平成17年度の本市の分賦金は、既定に基づき算出しまして1億7,772万円となるものであります。管理者からの報告ですが、溶融炉のスラグは4月から550トンを土木工事に再利用しているということ。最終処分場とか、粗大廃棄物の焼却につきまして、地元下座倉地区との間で了解を求める話し合いをしているという報告が

ありました。

以上、行政報告といたします。

三位一体改革など、本市を取り巻く行財政環境につきましてでございますが、地方分権を推進する観点から、三位一体改革が取り上げられております。国庫補助負担金の改革、国から地方への税源移譲、地方交付税の改革、この三つの柱を同時並行的に進めていくというものでございまして、昨年11月に、政府・与党の間で三位一体の改革の全体像が合意に至りまして、平成18年度までの内容が示されたところであります。評価につきましては、さきの12月の定例会で述べましたところですが、いずれにいたしましても改革は進行していきますので、市として立ち向かっていく決意を持たなきゃいかんと、このように思っております。

三位一体改革を行うことで地方の権限と責任が大幅に増大し、地域の実情を熟知している地方自治体が、自立と責任のもと、みずから政策を決定し、実態に合った行政を展開していくことが求められております。このため、行政改革、財政改革を大胆に進めていかななくてはならないと考えます。財政改革につきましては既に取り組みまして、限られた財源を効果的に活用できるよう、歳出全般にわたる効率化・合理化に努め、ある程度の成果を上げました。また、行政改革につきましては、組織改正を行い、行政改革を担当する部署を配置して効率的な行政運営が図られるよう、新年度から本格的に取り組んでまいります。また、自主・自立した行政を推進いたしますため、自主財源となる市税の確保対策に努力してまいりたいと考えております。

地方財政計画は、国の地方自治体の予算額の合計と歳入歳出ごとの目安を示すものでして、毎年度都道府県や市町村における予算編成のモデルとなるものであります。国における17年度予算編成に当たりましては、構造改革を一層推進するため、改革断行予算という基本路線を継承して歳出改革を一層推進し、一般会計及び一般支出の水準について、実質的に前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持、強化することとされております。この結果、地方財政計画におきましても、三位一体改革の全体像に従って財政運営に必要な地方交付税や地方税などの一般財源の総額は確保するものの、地方財政の健全化を推進するために投資的経費の削減などで地方財政計画の圧縮を図る内容となっております。

平成17年度当初予算につきましては、後ほど詳細な御説明を申し上げたいと思いますが、新年度に臨みます所信の一端を当初予算の中で述べさせていただきたいと思っております。

最近の新聞記事では、国内景気の先行きに薄明かりが見えてきたとありましたが、本市においては、現在のところ市税等の伸びが見込めない一方で、合併によります財政需要の増加が予測される状況にあります。このような厳しい財政環境に対応すべく財源確保に最大限の努力を払いつつ、歳出規模の削減に積極的に取り組みをしてまいりました。

一般会計における歳出削減の具体例として、経常経費につきまして前年度のおおむね7割にとどめることを目標としまして、何とか8割を切る成果が出せたわけでありまして。極力市民の方に対するサービスの低下を来さないよう心がけまして、人件費で非常勤特別職員の報酬額の見直し、物件費では日々雇用職員の賃金の見直しと人員の削減も行いまして、これが大きな削減につながってま

っております。

歳入では、合併に伴う国や県からの財政支援措置であります補助金、交付金や合併特例債を有効に活用いたしました。

この結果、平成17年度の一般会計予算規模は 175億 6,000万円となり、前年度の当初予算と比較しますと 8.1%の伸びとなりますが、これは都築紡績工場跡地への大型商業施設建設に伴います道路等の周辺整備や樽見鉄道新駅設置に伴う経費、すなわち開発会社負担分の予算化に伴うものを含むからでありまして、この要因を除きますと 163億 8,000万円となりまして、対前年度比実質 0.8%の増にとどまりました。

それでは、当初予算の主要な施策について、新市建設計画の基本方針に沿って説明申し上げます。

自然に配慮した快適なまちづくりについてでございますが、まず一つ目として、本市が誇るべき豊かな自然を背景とした環境問題への取り組みや自然環境と調和した快適な都市環境の確保が重要でございます。

再利用を目的とした資源ごみを一時保管する場所として、本巢地域にストックヤードの建設を進めます。地元の皆様の御協力をいただきまして着工できる運びとなっております。本年度に建設したストックヤードとともに資源の循環的な利用に資するものであります。また、循環型社会の構築を目指しまして、本巢市廃棄物処理計画を策定いたします。この中では、ごみの排出抑制や再資源化などの方策を示してまいりたいと考えております。

地籍調査を引き続き進めるとともに、都市としての健全な発展と秩序ある整備を図りますため、市単独の都市計画策定に向けまして基礎調査に着手いたします。

(仮称)西部連絡道路は、引き続き用地買収を進めますとともに、道路工事に着工いたします。また、都築紡績工場跡地への大型商業施設進出に伴います商業施設周辺整備事業として、道路改良工事を進めます。このほか、各地域に必要な道路改良につきましても、利便性の確保のために努めてまいります。

高齢者など交通弱者の方にとって不可欠な公共交通機関の確保につきましては、新たな支援体制に基づいた樽見鉄道に対する補助金を盛り込みましたし、18年3月末開業を目指して、新駅整備事業にも取り組んでまいります。

快適で質の高い生活環境を確保しますため、平成20年度供用開始を目指して、真正地区の下水処理場の建設を初めとする下水道整備や上水道、排水路等の整備を着実に推進してまいります。また、水道未加入地域における安定した生活用水を確保しますため、災害復旧に要する経費を助成する制度を新たに設けました。

生きがいと安らぎのあるまちづくりの関係でございますが、先日、県内の出生率と高齢化率が新聞報道されましたが、本市は出生率 8.7%、県内80市町村中第24位、高齢化率は19.4%で、これは低い方から20番目でございます。決して悪い状況ではありませんが、少子・高齢化は着実に進展しております。このような状況下、市民の皆様だれもが安心して生活できるよう、生きがいと安ら

ぎのある施策を展開していく必要があると考えます。

高齢者の方に生きがいを持って生活をしていただけるよう、高齢者に関する基本的な施策目標を盛り込みました老人保健福祉計画を策定して、具体的な施策をお示しいたします。また、社会福祉法人が行っております特別養護老人ホーム建設に対しまして助成し、福祉サービス提供施設の充実に努めます。

平成15年7月に公布・施行された次世代育成支援対策推進法に基づきまして、子育て支援のための対策を行動計画として義務づけられたところでございます。本市におきましても、本年3月末までの策定期限に向けまして作業を進めているところであります。国におきましては、昨年「子ども・子育て応援プラン」が策定され、取り組みが強化されました。来年度は母子家庭に対する支援事業を計上いたしましたが、本市の行動計画で実行力のある支援策を示してまいります。

災害に相応できる体制づくりが急務の課題ととらえております。このため、新年度から3ヵ年計画で防災行政無線の整備を進めます。また、被害想定や災害時における避難場所等を掲載した防災ハザードマップを作成し、市民の皆様が迅速かつ的確に行動でき、被害を最小限にとどめることに努めてまいります。

市民の皆様が生涯にわたり健康で豊かに暮らしていただけるよう、充実した健康診断体制を維持しますとともに、質の高い地域保健医療が提供できるよう、診療所の医療機器の整備を図ります。

また、健康増進につながるスポーツの場づくりも必要と考え、本巢市民スポーツプラザに隣接しまして糸貫川多目的広場を整備しまして、軽スポーツが楽しめる場を提供しますとともに、駐車場の確保による同スポーツプラザの利便性の向上も図ってまいります。

活力とにぎわいのあるまちづくりについてでございますが、雇用能力の高い企業の進出により、若者の定着化や就業機会を確保することは、地域の活性化のため、極めて重要であります。懸案でありました2ヵ所の工場跡地に大型商業施設と工場の進出が決まりましたことは喜ばしいことでございます。都築紡績工場跡地は大型商業施設のほか、公共用地として活用する計画がございまして、取得、整備に必要な経費を計上いたしました。

本市の観光資源を最大限に活用するため、根尾谷地震断層観察館に展望台を整備しますとともに、より多くの観光客を呼び込めますよう、うすずみ温泉施設の整備を充実してまいります。また、淡墨桜に通じる桜橋に歩道橋を設置しまして、観光客の安全を確保し、観光地としてのイメージを高めてまいります。

豊かな心と文化をはぐくむまちづくりについてでございますが、充実した教育環境を提供いたしますため、本巢中学校建設事業を継続実施し、本年12月末完成を目指してまいります。また、他の小・中学校につきましても、安全を確保しながら必要とされる整備に努めます。また、本巢中学校につきましても、地域を含めた利便性を確保しますため、本巢中学校駐車場整備事業を実施いたします。さらに、真桑小学校用地につきましても、市の土地開発公社から買い戻しを行ってまいります。

多様な文化・芸術活動と身近に接する機会であります市民文化ホール自主事業につきましても、厳

しい財政事業ではございますが、前年度同額を確保しまして、文化がもたらす豊かさを御提供いたします。

みんなで築く希望に満ちたまちづくりの関係でございますが、本市のまちづくりを市民の皆様と行政との適切な役割分担に基づきます協働によりまして進めてまいりたいと考えております。このため、新年度は市民の皆様によるNPO活動、ボランティア活動、社会貢献活動などを通じて期待される役割や、行政として活動拠点、情報の提供、活動支援などの役割をまとめました考えを示してまいりたいと考えております。

現在、本市におきまして、福祉分野での活動を目指したNPOが立ち上がる動きがございます。行政の役割として、設立時の支援が欠かせないのではないかと、このように考えます。先行いたします形になりますが、市民活動推進補助金を創設しまして、NPOの育成に努めてまいりたいと、このように考えております。

限られた財源の中で、効率的かつ効果的な行財政運営を図りますため、組織改正を行い、行政改革担当を設置いたします。真の地方分権の推進を目指した三位一体改革が進む中で、自立できる自治体としての資質を持ち、市民の皆様のお期待にこたえられる行財政運営が展開できますよう決意を持って臨んでまいりたいと思います。

最後になりましたが、補正予算につきまして若干言及したいと思います。

市では、不法投棄の防止を図りますため、平成16年4月から環境監視員を設置しまして、随時パトロールを実施しております。しかし、不法投棄の手口が巧妙で、なかなか検挙に至らないのが現状でございます。確かに頻発する箇所を常時監視することが効果的ではございますが、いつ投棄されるかわからないのに人員を配置することは、経費面も含めて困難であると考えます。

そこで、移動可能な監視カメラとパソコンへの映像伝達機能を備えました不法投棄監視通報システムの導入を図ることといたしました。導入した他の自治体では、カメラ映像によりまして検挙につながった例があると聞いておりますので、不法投棄防止に効果が発揮できるのではないかと考えております。初めは当初予算に盛り込む予定でございましたが、早期導入を図り、防止に役立てたいということと、有効な財源、これは県の振興補助金でございますが、これがいただけるということになりましたので、取り急ぎ補正予算で対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上をもちまして、私からの行政報告と新年度における所信の一端を申し述べましたが、本市の将来像であります「自然と人が共生し、快適でこころふれあうまち」の実現のため、全力を注いでまいり覚悟でございますので、議員の皆様方を初め市民の皆様のお理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本市を見渡しますと活況を呈している状況がございます。将来を見越して合併に臨んだ期待を満たせるよう、合併してよかったとだれもが感じていただけるような市を目指して、ともに手を携えて進んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、今議会に提出いたします議案は、人事案件1件、条例案件13件、予算関係14件、その他3件、計31案件であります。よろしくお願を申し上げまして、行政報告と所信の一端の御報告にか

えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（白木 健君）

大変御苦労さんでございました。

それでは、ここで暫時休憩をさせていただきます。10時45分から再開をいたします。

午前10時28分 休憩

午前10時46分 再開

議長（白木 健君）

それでは、引き続きまして会議を開きます。

日程第4 議案第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

これより日程第4、議案第1号 本巢市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

議案第1号 本巢市教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

本年3月末日をもちまして教育委員1名が欠員となります。その後任として本巢市石原390番地、堀部邦雄氏、昭和14年7月3日生まれの方を任命いたしたいと存じます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして議会の御同意をお願いするものでございます。よろしく御審議くださいます。御同意賜りますようお願いをいたします。

議長（白木 健君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

議案第1号を、原案のとおり同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第1号 本巢市教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

日程第5 議案第2号から日程第17 議案第14号まで(上程・説明)

議長(白木 健君)

日程第5、議案第2号 本巢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についてから日程第17、議案第14号 本巢市文化財保護条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長(内藤正行君)

議案第2号 本巢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についてでございます。

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、この条例を定めるものでございます。

議案第3号 本巢市立公園条例についてであります。市立公園の設置、管理等について必要な事項を定め、市立公園の健全な発達と利用の適正化を図り、市民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与するため、この条例を定めるものであります。

議案第4号 本巢市部設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

市制発足1年ではございますが、事務の合理化を図りますため、組織機構の見直しに伴いまして新たに林政部の設置をお願いするものでございます。

議案第5号 本巢市役所支所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方自治法第155条第1項の規定により改正するものでございます。

議案第6号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の一部改正に伴いまして改正するものでございます。

議案第7号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、特別職職員の追加、額の改正及び地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の報酬、費用弁償及び勤務条件を別に定めますため、改正するものでございます。

議案第8号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、69歳老人に対する県単の医療費助成の廃止に伴いまして改正するものでございます。

議案第9号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例についてでございますが、市内の中小企業を対象とする小口融資を実施するため、資金を岐阜県信用保証協会を経由して市の指定する金融機関へ預託してまいりましたが、ペイオフ制度が実施されることに伴いまして岐阜県信用保証協会が経由する処理を行わなくなりましたので、金融機関へ直接預託する方式にしますために改正するものでございます。

議案第10号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてでございますが、ガス事業法の改正及び占用料の額の引き上げのために改正するものでございます。

議案第11号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございますが、岐阜県屋外広告物条例の改正及び公図閲覧手数料を加えますために改正するものでございます。

議案第12号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例についてでございますが、施設の追加と名称、使用料金等の変更のため、改正するものでございます。

議案第13号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてでございますが、学校体育施設開放の使用料を見直しますために改正するものでございます。

議案第14号 本巢市文化財保護条例の一部を改正する条例についてでございますが、文化財保護法の一部改正に伴いまして、必要な事項を整理いたしますために改正するものでございます。

以上、各議案につきましては、詳細につきまして関係部局長より御説明をいたさせます。よろしく御審議くださいまして、それぞれ適切なる御決定を賜りますようお願いいたします。

議長（白木 健君）

議案第2号の補足説明を総務部長に求めます。

溝口総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

今回、本巢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、これは新しく制定するものでございます。これにつきましては、昨年の6月に地方公務員法の改正がございまして、ここに定めておりますような報告事項が決められたということで、公務員法の58条の2が新しく追加されたということでございます。

これにつきましてはここに定めておりますように、報告の時期は、任命権者は毎年7月末までに市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならないと。

報告の事項につきましては、3条に掲げております8項が該当するわけでございます。

それから、公表の時期につきましては、毎年8月末までに同条の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するというようにしております。

それから、公表の方法ですけれども、市の公告式条例によりますところのそれぞれの分庁舎の掲示板で公告する方法と広報紙による提示というふうに考えております。なお、従来ありました、これは自治機関の通知でございますけれども、給与及び定員管理の公表がございました。これにつきましては引き続き行っていくということで、全く別のものということでございます。

以上でございます。

議長（白木 健君）

議案第3号の補足説明を産業建設部長をお願いいたします。

服部産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

それでは議案第3号、本巢市立公園条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

本条例は、現行条例であります本巢市公園条例を廃止し、新たに別表第1に掲載しております都

市公園である敷波公園と淡墨公園を初めとする21の都市公園以外の公園の設置、管理等について必要な事項を定めたものでございます。

なお、この公園の中には、現在施行中であります席田北部公園や現行条例には含まれていない大塚古墳公園等4公園も含まれております。今回、現行条例を廃止し、新たに条例を制定しますのは、都市公園については都市公園法で条例への委任事項があるため、都市公園と都市公園以外の公園とを区別する必要があるためであります。基本的な管理等に関する部分については、都市公園以外の公園についても都市公園の条文を準用しておりますので、全く同じ取り扱いをしております。

なお、使用料を徴収する体育施設が設けられている公園につきましては、所管を教育委員会とし、その体育施設については、使用料を含め、設置等について、今回一部改正で提出しております本巢市体育施設条例で定めておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

議長（白木 健君）

議案第4号から議案第7号までの補足説明を溝口総務部長に求めます。

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、議案第4号の補足の説明をさせていただきます。

先ほど市長から提案の説明がございました。組織の機構の見直しということで、今回、林政部を設けるとということで、総務部、企画部、市民環境部、健康福祉部、産業建設部、それから林政部、それから上下水道部というふうに部を設置するというものでございます。

それから2条でございますけれども、事務分掌が一部変わります。産業建設部につきましては、「農業及び水産業に関すること。」というふうに改めるというものでございます。それから、林政部につきましては、林業に関するということでございます。

続きまして議案第5号でございますけれども、これの補足説明をさせていただきます。

本巢市役所支所の設置条例の一部を改正する条例でございますが、2条の表中に「本巢市役所根尾総合支庁」を「本巢市役所根尾総合支所」に改めるというものでございます。

これは4月1日から施行するというものでございまして、これにつきましても提案がありましたように、155条の1項によりまして、市町村にあっては支所及び出張所を設けることができるということで、従来の総合支庁としての取り扱いが好ましくないというようなことで、今回改正をさせていただくというものでございます。

それから次に議案第6号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

これにつきましては、恐れ入りますが皆さん方のお手元の方に本巢市条例改正の概要というものが行っているかと思えます。その4ページを開いていただきたいと思えます。

これを見ていただきますと、今回人事院規則の一部改正に伴ってこれを改正するというものでございまして、内容としましては、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務の条項が新たに加えら

れたというものでございます。この表の右側を見ていただきますと、現行の方が白紙になっております。それから、左側が改正案ということで、第8条の2ということで、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務ということで、これが今回新しく加えられたものでございまして、恐れ入りますが次めくっていただきますと、8条の2というのが右側にあると思います。従来8条の2があったものを1条繰り下げたということで、左側では8条の3になっています、同じ条文が。というのは、2が新しく入りましたから、従来の2が3になったということで理解をいただきたいということでございます。

ここで、実は内容としましてはどうかといいますが、要するに育児とか介護を行う任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市の規則で定めるところにより当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとするということで、これはどうかといいますが、それぞれ育児を行う方が勤務をするのに時間差で勤務をさせるということで、朝の7時から10時までの間に市の規則に定める範囲内で時間差で早出、例えば7時から出た人については4時に帰っていただくとか、それから今度10時に出た人については、また2時間延ばしてというような規則の範囲内でそういう勤務をさせるという条項が加わったと、簡単に言いますとそういうことです。先ほど連合の方の議会でもこの条例改正があったという報告がありましたが、同じものでございまして、内容的にはそういうものであるということでございます。

それから、実は条文の整備がしてあります。といいますが、今の比較表を見ていただきますと、1枚はねてもらって5ページ目ですけれども、第8条の3、左側を見ていただきますと、ずっとアンダーラインを引いてあるところが空欄になっております。これは2条において既にここに書いておりますので、その部分は表記が削除されておるとい部分で、アンダーラインの部分についてはすべて今度は新しい条例の2条で確保がされているということで、3条の方では削除がされているというものでございます。

それから次に議案第7号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますけれども、これにつきましては、ここの提案理由に特別職職員の追加というふうに書いております。恐れ入りますが本文の条例の23ページをお開き願いたいと思います。ここの表の一番下に二つありますけれども、都市計画審議会委員、日額 7,100円、児童扶養手当嘱託医師が月額1万 3,800円。それから次に、名称と額の改正でございますけれども、そのページで申し上げますと、福祉事務所生活保護医療扶助嘱託医師、今までが扶助、その間に「非常勤」と入っておりました。それから、その下につきましても、福祉事務所特別障害者等審査非常勤嘱託医師が、今度は「非常勤」だけ外したということで名称が変わっております。金額につきましても、従来は上の部分につきましては5万 6,000円が5万 4,800円、下の部分につきましては1万 4,100円が1万 3,800円という改正になっております。

それからもう1点、22ページですけれども、前のページですけれども、中ほどですけれども身

体・知的障害者相談員ということで、ここで額が従来8万7,840円が8万6,000円というふうに変わっているというものと、あと地方公務員法の第3条の3項3号に掲げますところの調査員とか嘱託員の報酬につきましては、別途本巢市の嘱託員設置及び勤務条件に関する要綱を改めて制定をさせていただきます。そちらで管理をするということで、今回この部分から外したというものでございます。

それから、恐れ入りますが議案第4号でございますけれども、少し説明に補足をさせていただきます。

部設置条例の関係でございますけれども、今回設置をいたしましたのは、産業建設部では非常に広範囲であり不都合であるという面と、それから今後やはり内容としまして、今思っておりますのは、林政部長につきましては根尾総合支長が部長を兼ねるというようなことで、少し行政の効率化を図っていきたいというふうに考えたわけでございます。追加で補足の説明をさせていただきます。

以上でございます。

議長（白木 健君）

議案第8号の補足説明を市民環境部長に求めます。

土川市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

では議案第8号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

現在の福祉医療費助成制度の中で69歳老人に対する県単の医療費助成（69歳老人医療費助成事業補助金）については、昭和51年の制度創設以来、高齢という社会的に弱い立場の方の保健の向上と福祉の増進に寄与してきたところですが、人生80年時代を迎え、健康寿命も70歳を超えた現在においては、69歳という年齢はもはや社会的弱者とは言いがたく、まだまだ現役として社会を支えていただく年代となってきております。このようなことから、岐阜県におきましてはこの制度は創設当初の使命を果たしたものとのかから、平成16年度をもって廃止されるということでもあります。つきましては、69歳老人に対する県補助金の廃止に伴い、本市もこの制度を廃止するということでありまして、本条例の条文中69歳に関する部分を削除する改正であります。

廃止の時期といたしましては、平成17年の4月1日であります。経過措置といたしまして、平成16年度中に受給資格が付与されている者については、現行制度を適用していくというものでございます。

以上でございます。

議長（白木 健君）

議案第9号から議案第11号までの補足説明を産業建設部長に求めます。

服部産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

それでは議案第9号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

先ほど市長から説明がございましたが、本条例は中小企業向けの小口融資を実施するために、平成16年度におきましては、市から岐阜県信用保証協会に貸付金を預け、同協会から市が指定した金融機関にこれを預託して、金融機関がこの貸付金を原資として融資を実行するという方式をとってまいりました。

しかし、ペイオフ制度が実施されるに当たりまして、条例を改正し、直接金融機関へ預託する方式に変更し、小口融資を実施するものでございますので、よろしく願いをいたします。

続きまして議案第10号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

本改正条例は、ガス事業法の改正による引用条番号の改正及び占用料の額の引き上げでございます。占用料につきましては、岐阜県が道路占用料の額を所在地により市と町村に区分しております。今回、その市における額に引き上げ、岐阜県と同額にするものでございます。なお、引き上げ率については、一部下がる占用物件もございますが、予算ベースで4.2%の増となりますので、よろしく願いをいたします。新旧対照表については、資料の19にございますので御参照ください。

続きまして議案第11号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

本改正条例は、岐阜県屋外公告物条例の改正による引用条番号の改正及び今年度、産業建設部用地管理課において導入いたしました公図検索システムによるパソコンによる公図の閲覧に対する手数料を加えたものでございます。なお、公図の閲覧をされる方で図面を要望される方については、プリント代を支払っていただければお渡しするということができますので、よろしく願いをいたします。

以上で簡単でございますが、説明とさせていただきます。

議長（白木 健君）

議案第12号から議案第14号までの補足説明を教育委員会事務局長に求めます。

堀部教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

それでは議案第12号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

改正の内容につきましては、説明資料、先ほどの改正の概要という資料によって御説明させていただきます。

25ページでございます。別表第1、第2条関係でございますが、これは名称及び位置について定めておるものでございます。名称欄で使用種目を限定し、使用する施設と、それから多目的に使用する施設というふうに区分いたしますために、施設名「まくわゲートボール場」を「まくわゲートボール等広場」というふうに改名しております。また、体育施設として利用することができる施設

ということで18番及び19番に席田北部公園、真桑みどり公園の名称と位置を追加挿入しております。

続きまして、26ページ、27ページ、28ページにわたってでございますが、別表第2関係でございますが、利用時間及び休業日についてでございます。このことについての改正点でございます。

区分欄につきましては、施設名称の整合を図っております。ゲートボール等広場、それから多目的広場、またアリーナというような施設の統合された名前を使用させていただきます。また、本県体育センターにつきましては、トレーニングルームという名前を追加させていただきます。利用時間の欄におきましては、照明施設のあるグラウンドにつきましては午後4時からというような時間の変更をさせていただきます。休業日につきましては、席田北部公園と真桑みどり公園につきましては、他の施設と同様とさせていただきます。

続きまして、資料ナンバーの29、30、31にわたってでございますけれども、別表第3でございます。第11条関係でございますが、使用料について定めておるものでございます。使用料につきましては、グラウンドの使用料は使用種目を限定して使用する施設、これを除きましてグラウンド面積を基準として3段階に分けて料金設定をさせていただきました。5,000平米以下、それから5,001平米から1万5,000平米、また1万5,001平米以上という3段階に分けさせていただきます。また、体育センターのアリーナの使用料につきましては、一律1時間につき200円とさせていただきます。

続きまして議案第13号 本県市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

資料ナンバーでございますが、32ページをお開きいただきたいと思います。

名称でございますが、「本県中学校運動場及び体育館」とありますのを「本県中学校運動場、体育館及び地域交流室」ということで、交流室をつけ加えさせていただきます。

それから別表ですけれども、10条関係の変更を行っております。これは使用料についてでございますが、改正前としましては、照明施設を備えている運動場、これは1万平米を基準として改正させていただきます。400円と500円に分けさせていただきます。それから、体育館のアリーナにつきましては、フロア面積を基準として考えております。基準としましては900平米以下、それから以上というような基準を設けております。それから、本県中学校地域交流室におきましては、会議とか催し物を開催することが可能な施設ですので、500円と設定させていただきました。また、柔剣道場とかミーティング室は従来どおり1,000円とさせていただきます。

続きまして議案第14号 本県市文化財保護条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

この条例は、文化財保護法の一部改正により改正するものでございますが、資料の34ページでございますが、第2条第1項第3号中、「民俗芸能」の次に「民俗技術」を加えます。これは近年失われていく文化的な生活、生産の製作技術を文化財として今後保護・保存を図っていくという目的のもとにつけ加えられるものでございます。

また、第13条第4項中、「法第56条の3第1項」を「法第71条第1項」、それから第19条第4項中の「法第56条の10第1項」を「法第78条第1項」に、また第24条第3項中、「法第69条第1項」を「法第109条第1項」に改めるものにつきましては、文化財保護法の改正によりまして、それぞれ条番号が変わったために改正するものでございます。

以上でございます。

日程第18 議案第15号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第18、議案第15号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

議案第15号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減についてでございますが、これは市町村合併によりまして脱退あるいは加入ということで、市町村数が増減しますために議案として提出させていただきます。御理解をいただくものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（白木 健君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

議案第15号を、原案どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第15号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増

減については、可決することに決定しました。

日程第19 議案第16号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第19、議案第16号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について（海津町、平田町、南濃町）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（内藤正行君）

議案第16号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についてでございますが、海津郡海津町、同平田町、同南濃町が、平成17年3月28日をもちまして新設合併されます。これにより旧町が廃止されますため、この規約を定めようとするものでございます。よろしくお願いたします。

議長（白木 健君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

議案第16号を、原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第16号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議については、可決することに決定いたしました。

日程第20 議案第17号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第20、議案第17号 証明書の交付等の事務委託に関する協議について（海津市）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

議案第17号 証明書の交付等の事務委託に関する協議についてでございますが、平成17年3月28日、海津郡海津町、同平田町、同南濃町の新設合併によりまして、証明書の交付等の事務を海津市と相互に委託しますためにこの規約を定めようとするものであります。よろしく御議決賜りますようお願いいたします。

議長（白木 健君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

議案第17号を、原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第17号 証明書の交付等の事務委託に関する協議については、可決することに決定しました。

日程第21 議案第18号から日程第27 議案第24号まで（上程・説明）

議長（白木 健君）

日程第21、議案第18号 平成16年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてから、日程第27、議案第24号 平成16年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでを一括議題いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（内藤正行君）

議案第18号 平成16年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ4億8,569万1,000円を減額するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国の補正により交付税総額の増加分及び特別交付税の見込み額の増により地方交付税7,724万円の増額、合併市町村補助金では充当事業の増に伴い国庫補助金1億891万2,000円の増、生活保護対象者の減及び医療扶助等の減による国庫負担金7,528万4,000円の減額、市債3億6,890万円の増額、繰入金10億円の減額をいたすものでございます。

歳出では、本巢中学校建設に伴う入札差金等で1億7,255万9,000円の減額、簡易水道事業繰入金9,809万7,000円の減額、合併処理浄化槽整備、農業集落排水事業、下水道繰出金等で1億2,537万6,000円の減額、財政調整基金繰入金10億円の減額、根尾地域不均一課税分として地域振興基金に2億700万円の積立金を行うものが主なものでございます。

次に議案第19号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億945万2,000円を減額するものであります。主なものといたしましては、老人保健医療費拠出金見込み額の減によるものであります。

また施設勘定では、歳入歳出それぞれ399万9,000円を減額するものでございまして、これは診療収入の減額が主な要因であります。

次に議案第20号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,891万5,000円の減額であります。これは医療費の交付決定見込み額による減額が主なものでございます。

次に議案第21号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,022万1,000円を減額するものであります。これは樽見簡易水道施設整備工事等に伴う入札差金が主な要因でございます。

議案第22号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ542万円の減額であります。これは真正地区農業集落排水事業の管路布設工事の追加分850万円、神海地区農業集落排水事業の水道管移転補償費780万円の減額が主な要因であります。

次に議案第23号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,745万7,000円の減額であります。これは本巢地域公共下水道工事に伴う水道管移転補償費1,320万円の減額が主な要因でございます。

次に議案第24号 平成16年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

これは真正地域宅地開発に伴う配水設備拡張工事の費用390万円の増額及び平成16年度中に軽減措置分として215万円を減額するものでございます。

以上、特別会計につきましては、詳細につきまして担当部長より御説明を申し上げます。よろし

くお願いいたします。

議長（白木 健君）

議案第19号と議案第20号についての補足説明を市民環境部長に求めます。

土川市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

では、平成16年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

歳入であります。款4の国庫支出金、中ほどの款5の療養給付費交付金、款6の県支出金、次ページの款7の共同事業交付金、この交付金につきましては、いずれも現時点における交付決定の見込みによります減額・増額を行うものであります。なお、最終決定につきましては、6月から7月に実績報告を提出いたしますので、それに基づいて精算をするということであります。

続きまして、歳出であります。8ページをごらんいただきたいと思います。

款2の保険給付費、目1の一般被保険者療養給付費 1,713万 2,000円、その次の高額療養費の中の目2の退職被保険者等高額療養費 458万 9,000円、いずれも給付見込みによる増額ということをお願いするものであります。

続きまして、9ページであります。中ほどの款3の老人保健拠出金、款5の共同事業拠出金、いずれも拠出金の見込み額の減による減額ということでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

10ページの款7の基金積立金であります。国民健康保険の基金への積み立てを 7,406万 9,000円していきたいということであります。

続きまして、施設勘定であります。

15ページをごらんいただきたいと思います。歳入であります。

款1の診療収入の中の項2の外来収入、合わせまして 1,251万 1,000円の減額、同じく項3の検診収入 130万 8,000円の減額、いずれも収入見込み額の減により減額をするというものであります。

続きまして、16ページであります。款4の繰入金、一般会計からの繰入金ですが 809万 6,000円の増額補正ということで、これにつきましては診療収入の見込みの減に伴い増額繰り入れということをお願いするものであります。

17ページの歳出であります。これにつきましても支出見込みの減に伴い減額をさせていただくというものであります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、平成16年度老人保健医療特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

6ページをごらんいただきたいと思います。歳入であります。

款1の支払基金交付金、款2の国庫支出金、款3の県支出金、いずれも現時点における交付決定

見込みによる減額ということでありまして、最終決定につきましては、5月に実績報告を提出した後に精算されるというものであります。

次の7ページをごらんいただきたいと思います。諸収入の第三者納付金につきましては、7件の納付見込みがあるということで、増額を331万1,000円させていただくというものであります。

続きまして、8ページであります。歳出であります。

中ほどの款2の医療諸費につきまして、目2の医療費支給費1,200万の減額、3の審査支払手数料10万円の減額、これにつきましては3月までの支給見込み額の減により減額をするというものであります。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（白木 健君）

議案第21号から議案第24号までについての補足説明を上下水道部長に求めます。

林上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは議案第21号、簡易水道特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

4ページをごらんください。

繰越明許費900万円でございますが、布設工事が下水道工事と同時施工になってございます。これによりまして、時間を要したことにより年度内に完成が見込めないということにより繰り越しをさせていただきます。

9ページをごらんください。

加入者分担金422万1,000円の減額でございますが、根尾地域の加入の減によります。

使用料の1,079万7,000円につきましては、見込み額の増でございます。

配水管移設補償費2,370万円の減額につきましては、下水道工事に伴う移設延長の減によります。

10ページをごらんください。簡易水道債の減額9,480万円でございますが、過疎債への振りかえ分8,980万円と500万円の減額分でございます。

次に歳出の方ですが、11ページをごらんください。

新設改良費の委託料の実施設計委託料825万7,000円の減額は、下水道工事に伴う布設がえの減によるものでございます。測量設計委託料273万円、設計監理委託料48万5,000円の減額は、請負差金によるものでございます。工事請負費の管路布設工事1,248万6,000円の減額は、下水道工事に伴う布設がえ延長の減などによるものでございます。施設整備工事6,783万8,000円の減は、神海・樽見・神所各浄水場の請負差金によるものでございます。施設改良工事928万6,000円の減は、157号線道路改良工事に伴う補償工事の取りやめ及び老朽管工事の延長減に伴うものでございます。12ページをごらんください。委託料の漏水調査委託料224万円の減は、現地調査の結果、範囲を縮小したことによります。配水池等清掃点検委託料302万6,000円の減は、今までは人力で行っていたものを機械に変更したことによる減及び請負差金によるものでございます。その他の委託

料につきましては、請負差金による減でございます。

以上が簡易水道の特別会計の補正予算の補足説明でございます。

続きまして議案第22号、農業集落排水特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

4ページをごらんください。

繰越明許費11億 2,785万 2,000円につきましては、真正地区において瑞穂市重里との協議に時間を要したため、年度内の完成が見込めないということによります。

次に、歳入の8ページをごらんください。

農業費分担金 662万円の増額は、東外山地区は7戸、日当地区につきましては全戸数が納付されたことによります。また、真正地区については、対象額が当初より増額になったことによります。

使用料の下福島地区 145万 6,000円及び弾正西地区81万 3,000円の減額は、事業所において人数制から従量制に変更されたことによります。早野地区及び東外山地区については、つなぎ込み戸数の増によります。

農業費補助金の特定基盤整備推進交付金は、額が確定したことにより 2,212万 7,000円計上させていただきます。

歳出の10ページをごらんください。

下福島地区及び弾正西地区の需用費の修繕料は、無停電電源装置、自動洗浄用ポンプユニットの修理の52万 2,000円及び中継ポンプのオーバーホールの費用の不足分23万 8,000円を計上させていただきます。早野地区及び東外山地区の負担金、補助及び交付金の排水設備新設工事補助金は、見込み数の減によります。また、東外山地区の排水設備工事費助成金の74万 6,000円は、見込み数の増によります。日当地区の需用費の光熱水費 100万円の減は、供用開始に当たり多目に当初計上していたことにより、減にさせていただきます。神海地区の補償、補填及び賠償金の水道管等移転補償費 780万円の減額は、試掘の結果、移設延長が短くなったことによります。11ページをごらんください。真正地区の工事請負費の 743万円の増額は、繰り越しをするに当たり、事務費に含まれております人件費は繰り越しができないため、その費用分を工事費で計上をさせていただきます。

以上で農業集落排水特別会計の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第23号、公共下水道特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

4ページをごらんください。

繰越明許費の本巢処理区 9,060万円、根尾処理区 7,811万 2,000円の繰り越しは、水道の移設工事が同時施行により時間を要したこと、また水路改修工事により管渠の変更を余儀なくされ、年度内完成が見込めないことなどによります。

歳入ですが、8ページをごらんください。

下水道費分担金の本巢地区受益者分担金 6,300万円及び使用料 281万円は、見込みより納付戸数

とつなぎ込み戸数の増加によります。

国庫補助金の首都圏近郊補助率差額補助金 35万 5,000円は、額が確定したことによります。

9ページをごらんください。下水道債及び過疎債 3,170万円の減額は、事業費の減によるものでございます。

10ページの歳出の方をごらんください。

一般管理費の負担金、補助及び交付金の排水設備新設工事補助金及び排水設備工事費助成金の減額は、見込み数の減によります。

補償、補填及び賠償金の水道管等移転補償費 1,320万円の減額は、試掘の結果、移設延長が短くなったことによります。

維持修繕費の需用費の消耗品費 200万円の減額は、本巢浄化センターの処理水を消毒する薬剤の減によります。委託料の下水道台帳作成委託料90万円の減額は、請負差金によるものでございます。汚泥運搬費50万円、その処理料 140万円の減額は、見込み量の減によります。

11ページをごらんください。公債費の償還利子 41万 4,000円の減は、15年度末の借り入れ利率が不明のため、当初多目に計上していたこと及び一時借入分の減によります。

以上で公共下水道特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして議案第24号、水道事業会計補正予算（第3号）の説明をさせていただきます。

1ページをごらんください。

第3条の事故繰り越しの農業集落排水事業に伴う配水管布設換工事 1億 5,216万 4,000円及び配水管拡張工事 1億 5,236万 9,000円は、真正地区の集排工事の繰り越しに伴い繰り越しをするものでございます。

3ページをごらんください。

資本的収入でございますが、提案説明の中にもありましたが、負担金の工事負担金 390万円につきましては、宅地開発に伴う工事負担金でございます。

加入金の 215万円の減額は、開発に伴う加入金を一定額免除していることによります。

資本的支出の建設改良費の配水設備拡張の工事費 390万円につきましては、開発に伴う配水管布設工事で 130メートル分でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議長（白木 健君）

お諮りいたします。ただいま一括議題となっております議案第18号から議案第24号までは、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号から議案第24号までは、委員会付託を省略することに決定いたしました。

時間も参りましたので、ここで昼食のため暫時休憩をさせていただきます。13時30分から再開をいたします。

午前11時58分 休憩

午後 1 時30分 再開

議長（白木 健君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第28 議案第25号から日程第34 議案第31号まで（上程・説明）

議長（白木 健君）

日程第28、議案第25号 平成17年度本巢市一般会計予算についてから、日程第34、議案第31号 平成17年度本巢市水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

議案第25号 平成17年度本巢市一般会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ 175億 6,000万円であります。

今回の予算につきましては、経常経費を大幅に削減し、新市建設計画に掲げた主要事業に予算を重点配分し、積極的に事業を遂行してまいりたいと存じます。

歳入の主なものといたしましては、市税54億 4,563万 5,000円で、前年度対比 0.4%と若干の減額となっております。また、地方交付税では25億 5,900万円にして、10.5%の増、国庫支出金 6億 5,655万 6,000円で、31.8%の減額でございます。県支出金17億 3,930万 4,000円で、これは 113.2%の増額でございます。繰入金10億 1,000万 1,000円、市債24億 3,700万円となっております。

歳出の主なものといたしましては、総務部関係では、平成17年から19年の3カ年にわたりまして防災行政無線の整備を行いますために17年度で4億 3,627万 8,000円を計上し、設備の充実を図ってまいります。また、在任特例期間の満了に伴います市議会議員の選挙費として 2,425万 2,000円。新たに防災ハザードマップの作成事業として 323万 4,000円を計上し、防災意識を高めてまいることといたしたいと思えます。

次に、企画部関係でございますが、長屋・曾井中島地内の多目的広場整備事業に2億 1,685万 6,000円、工場跡地の用地取得及び建物解体撤去工事に9億 7,500万円、樽見鉄道運営維持費補助金として 9,018万 8,000円、大型商業施設付近に樽見駅新駅を設置しますが、この整備のための事業費として 5,733万 2,000円等施設の充実を図ってまいることとしております。また、新たに市民活動を行う団体の設立経費に対しまして、新規補助金を計上させていただきました。

次に、市民環境部関係では、県の支援交付金によります事業で本巢地内にストックヤード整備を行いますために2億 577万円を計上し、環境整備をしてまいることとしております。また、新規に住民情報のセキュリティ強化を図りますために、住民情報指紋認証システムを導入しますために

155万円を計上いたしました。

次に、健康福祉部関係でございますが、配偶者のいない女子等及びその児童を施設に入所させるために要する保護、生活支援費用としまして新規母子生活支援施設措置費等の負担金として325万6,000円と、就職を希望する母子家庭の母に対し、受講した教育訓練講座にかかる費用としまして自立支援教育訓練給付金20万円を計上いたしました。

次に、産業建設部関係におきましては、平成18年度オープンを目指しております大規模商業施設建設に伴いまして、周辺の整備を行いますために11億2,619万5,000円、西部連絡道路整備事業として8億4,994万1,000円、淡墨桜観光客の安全を確保しますため、平成15年度からの継続事業で歩道橋の整備を行いますために1億1,930万円、また、新規事業として都市計画基礎調査委託として840万円を計上しております。本市の都市計画を進めますための基礎調査を手がけてまいりたいと、このように考えております。

次に、教育委員会関係では、継続中の本巣中学校建設及び駐車場整備事業として8億1,567万4,000円、真桑小学校用地買い戻し費としましての2,860万円が主なものでございます。

次に議案第26号 平成17年度本巣市国民健康保険特別会計予算についてでございますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億円で、主に療養給付費であります。

施設勘定では、歳入歳出それぞれ3億7,800万円でございますが、医療用の備品が主なものでございます。

次に議案第27号 平成17年度本巣市老人保健医療特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億7,000万円で、主に医療給付費でございます。

議案第28号 平成17年度本巣市簡易水道特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億円でございまして、主に新設改良事業でございます。

議案第29号 平成17年度本巣市農業集落排水特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億1,200万円でございます。主に真正地区集落排水施設整備及び管路布設事業でございます。

議案第30号 平成17年度本巣市公共下水道特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億9,400万円ございまして、主に本巣地区・根尾地区処理施設整備についてでございます。

議案第31号 平成17年度本巣市水道事業会計予算についてでございますが、収益的収入及び支出につきましては3億3,300万円で、資本的収入では4億1,000万円、資本的支出では5億3,500万円でございます。

以上、特別会計の詳細につきましては、それぞれ担当部長より説明を申し上げます。よろしく御審議をくださいますと、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（白木 健君）

議案第26号と議案第27号についての補足説明を市民環境部長に求めます。

土川市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

では議案第26号、平成17年度国民健康保険特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

昨年12月、厚生労働省から、平成17年度国民健康保険の保険者の予算編成に当たっての留意事項についての通知がありました。その中で、三位一体改革に係る国民健康保険制度の見直しについてがありまして、主なものとして、一つ、保険基盤安定制度、保険税軽減分につきまして、都道府県の負担割合を4分の1から4分の3に変更すること。二つ目、新たに都道府県財政調整交付金を導入し、都道府県が財政調整を行うこととし、同交付金は給付費等の7%。ただし、平成17年度は5%とすること。三つ目として、国の財政調整交付金は9%とすることとし、定率の国庫負担は給付費等の34%。ただし、平成17年度は36%とすること。以上の留意事項を踏まえまして、予算編成を行いました。

では、順次概要について説明させていただきます。

まず事業勘定であります、8ページをごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては、款1の国民健康保険税の現年課税分は、現行の税率に基づき試算した金額を計上しています。

次に9ページ、款4の国庫支出金、10ページ、款5の療養給付費交付金、同じく款6の県支出金につきましては、療養給付費等の推計に基づきましてそれぞれ定められた必要な金額を計上しております。

11ページ、款9.繰入金の中で、保険税の補てん分として、その他一般会計繰入金1億8,777万1,000円を予定しております。

次に歳出であります、16ページをごらんいただきたいと思います。

16ページから18ページまでにわたりまして、款2の保険給付費につきまして、総額が17億6,535万円。これにつきましては、前年度までの支出実績等をもとに計上しております。

18ページの款3の老人保健拠出金、款4の介護納付金等については、それぞれ定められた必要な金額を計上いたしております。

次に29ページ、施設勘定であります。

施設勘定につきましては、本巢診療所、根尾診療所における診療収入及び診療等に要する費用を前年度までの実績に基づきまして必要な金額を計上いたしております。

歳入において、不足分として一般会計からの繰入金1億7,270万7,000円を予定いたしております。

37ページをごらんいただきたいと思います。

款1の総務費の目1の一般管理費、1.報酬ですが、本巢診療所の医師が3月末で定年退職いたしますが、引き続き嘱託医として勤務を依頼するため、給与から報酬に変更いたしております。

38ページの18の備品購入費の中で、レセプト電算処理システム551万3,000円、総合健診支援システム504万円と、39ページ、款2.医業費、目1の医業用機械器具費の中で18.備品購入費として

医療用備品 4,187万 4,000円。この内容につきましては、超音波装置、エックス線テレビシステム、一般撮影装置等を根尾診療所に置いて、充実した健康診断体制の向上と質の高い地域保健医療が提供できるようにということで新規に導入、あるいは年数経過に伴い更新をしていくものがございます。なお、これらの備品購入経費については、不均一課税充当事業で対応していきたいと考えております。

以上で国民健康保険特別会計予算の補足説明を終わります。

続きまして議案第27号、平成17年度老人保健医療特別会計予算について説明をいたします。

老人保健法の規定によりまして、医療に要する費用及び医療に関する事務の執行に要する費用につきましては、支払基金、国・県・市がそれぞれ負担することとされておりまして、平成17年度におきましても、医療費の推計に基づき歳入歳出において所要な金額を計上いたしております。

歳入では、費用の負担割合の変更によりまして支払基金交付金の減額、公費負担であります国庫支出金、県支出金及び一般会計繰入金がそれぞれ増額となっております。

歳出の医療諸費につきましては、前年度までの支出実績に基づき所要額を計上いたしております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（白木 健君）

議案第28号から議案第31号までについての補足説明を上下水道部長に求めます。

林上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは議案第28号、簡易水道特別会計予算について説明をさせていただきます。

6ページをごらんください。

施設整備費負担金は加入時引き込み工事費負担金及び消火栓修繕負担金をそれぞれ 500万円ずつ計上をさせていただいております。

使用料につきましては、前年度より90戸増の 3,390戸分で、1億 692万円を計上させていただいております。

7ページをごらんください。雑入の配水管移設補償費 4,790万円は、本巢区域の公共下水及び集排工事に伴う配水管の移転補償費でございます。

9ページをごらんください。新設改良費の工事請負費の管路布設工事 6,555万円は、本巢地区の公共下水道及び集落排水工事に伴う布設がえ 1,450メートル、拡張工事 300メートル、根尾神所の拡張工事 240メートルなどが主なものでございます。施設改良工事 335万 2,000円は、根尾地区の配水管の配水装置設置工事 5カ所分でございます。そして、木倉浄水場の非常通報装置の取りかえを予定させていただいております。

維持修繕費の水質調査員謝礼72万円は、15カ所において毎日残留塩素を測定していただく方に支払う謝礼金でございます。需用費の光熱水費 2,172万円は、神海・樽見・神所各浄水場のマクロ化設備の運転に伴い、前年度より 308万円増となっております。修繕料 2,361万 8,000円は、木倉の

送水ポンプのオーバーホールなど各浄水場の修繕料で、前年度より 226万 4,000円の減となっております。委託料の電気保安保守委託料 103万 2,000円、簡易水道施設保守料 1,010万 1,000円は、神海・樽見・神所各浄水場のマクロ化設備の運転開始に伴いそれぞれ30万 2,000円、 187万 6,000円増額となっております。配水池等清掃点検委託料 698万 7,000円は、本巢・根尾地区23カ所の配水池の清掃点検委託料でございます。人力から機械に変更したことによりまして、前年度より 275万 9,000円減額をさせていただいております。水道水検査委託料 858万 2,000円は、各施設の原水・浄水、14カ所の毎月検査などの検査料でございます。10ページをごらんください。水道管理システム入力委託料 275万 9,000円は、前年度に施行した管路の入力委託料でございます。

続きまして議案第29号、平成17年度農業集落排水特別会計予算につきまして説明をさせていただきます。

5ページをごらんください。

債務負担行為の処理施設OD槽工事 2億 8,770万円につきましては、オキシレーションディッチ槽の築造工事で、18年度の工事費でございます。

処理施設建設工事 9億 9,905万円は、管理棟、機械設備、電気設備を平成19年度までの3カ年で行う工事、18年度は2億 8,250万円、19年度は7億 1,655万円でございます。

神海地区の1億 2,700万円は、処理場の建設工事、18年度分工事でございます。

9ページをごらんください。

農業費分担金 5,590万円は、真正地区の分担金でございます。

使用料は前年度より 149戸増の 1,451戸分、 8,194万 2,000円を計上させていただいております。

10ページをごらんください。農業費補助金 6億 4,741万円は、神海・真正地区の補助分でございます。

12ページをごらんください。

歳出の方でございますが、一般管理費は人件費及び使用料の徴収経費を計上させていただいております。

各地区の処理施設管理費については、全体的に説明をさせていただきます。需用費の修繕費は各機器のオーバーホールなどの実施で、前年度より全体で 543万 1,000円増となっております。委託料の維持管理費につきましては、東外山・日当において機能調整業務がなくなりましたが、処理量の増加及び各施設で使用する消耗品を管理費で計上したことなどにより、全体で29万 4,000円の増となっております。汚泥運搬費につきましては、前年度系貫区域の汚泥量が多目に計上されていたことにより汚泥量が増加していますが、全体では41万 3,000円と減額となっております。

16ページをごらんください。神海地区の委託料 762万 8,000円は、管路 1,837メートル分の設計費、処理施設の工事管理料及び管理システムの入力料などでございます。工事請負費の管路布設工事 1億 2,857万 6,000円は、神海地区の 1,837メートルの管路工事分でございます。施設整備工事 1億 2,300万円は、処理施設の土木躯体工事分でございます。水道管等移転補償費 500万円は、工

事に伴う水道管の移設費で 150メートル分でございます。

真正地区の委託料の設計監理委託料 620万円は、処理施設の土木躯体工事、OD槽工事、管理棟建築工事の監理費用でございます。管路施設設計委託料 2,029万 4,000円は、管路工事 5,220メートルの実設計料でございます。工事請負費の管路布設工事 4億 4,925万円は、本郷・旦内・八ツ又・大門・東マルニ・宗慶・十四条・東村地内 5,220メートルの管路工事でございます。施設整備工事 6億 1,375万円は、16年度からの継続の土木躯体工事 2億 685万円、OD槽工事 1億 5,330万円、管理棟工事 2億 5,360万円でございます。水道管等移転補償費は、工事に伴う水道管の移設費で 1,900メートル分を計上させていただいております。

以上で集落排水事業の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第30号、公共下水道特別会計予算につきまして説明をさせていただきます。

9ページをごらんください。

分担金の受益者分担金 2,205万円は、本巢地区の17年度に供用開始する区域の分担金で、63戸分でございます。

使用料は、前年度より 123戸増の 358戸分、1,919万円を計上させていただいております。

国庫補助金の内訳は、本巢 1億 6,200万円、根尾 600万円でございます。

次に歳出ですが、12ページをごらんください。

根尾地区下水道事業費の需用費の光熱水費 627万 4,000円の中の電気料及び委託料の処理場維持管理委託料 2,829万 2,000円は、浄化センターのOD槽及び中継ポンプ 4カ所の増設に伴い、前年度より電気料につきましては 158万 2,000円、管理費につきましては 670万円増額となっております。13ページをごらんください。工事請負費の管渠布設工事 2,280万円は、門脇地内の管渠 400メートルと加入工事に伴う管渠工事 2戸分でございます。

本巢地区下水道事業費の光熱水費 475万 3,000円の中の電気料及び委託料の処理場維持管理委託料 2,842万 1,000円は、供用開始 2年目となり、処理料の増加に伴い前年度より電気料 183万 3,000円、管理料 154万 6,000円増額となっております。工事請負費の管渠布設工事 3億 190万円は、西之門・中島地内の管渠 5,470メートル、中継ポンプ 2カ所分でございます。公有財産購入費 1億 3,347万 5,000円は、浄化センター用地 4,948平方メートルの分で、開発公社からの購入の金額でございます。14ページをごらんください。負担金、補助及び交付金の排水設備新設工事補助金 202万円は、162戸分を計上させていただいております。高額助成の 450万円については20戸分を計上させていただいております。

以上で公共下水道特別会計の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第31号、水道事業会計予算につきまして説明させていただきたいと思っております。

5ページをごらんください。

給水収益は 6,450戸、使用料 2億 4,670万 9,000円を見込んでございます。受託工事収益 4,121万 3,000円は、給水装置の新設63万円、農業集落排水、道路工事に伴う工事費 4,058万 3,000円を計上させていただいております。

収益的支出の原水及び浄水費 2,213万 4,000円は、糸貫地区 1 ヲ所、真正地区 2 ヲ所の浄水場の電気保守点検費 960万 9,000円、修繕費 1,200万円、薬品費52万 5,000円などの費用でございます。配水及び給水費 5,392万 6,000円は、委託料の水質検査、漏水調査、配管図修正などで 1,519万 2,000円、賃借料55万 6,000円、修繕費 1,962万 3,000円及び動力費 1,810万円などが主な費用でございます。受託工事費 4,121万 3,000円は、給水取り出し、集落排水事業及び道路工事に伴う水道管の移設工事でございます。業務費 601万 4,000円は、6,450戸の検針委託料が主なものでございます。総係費 4,366万 6,000円は、職員給与及び水道料金の徴収経費などでございます。減価償却費 1億 983万 2,000円は、建物、構築物、機械及び装置の減価償却費でございます。資産減耗費 207万 4,000円は、固定資産の除却費用でございます。

6 ページをごらんください。

資本的収入ですが、国庫補助金 5,000万円及び県補助金 1,250万円は、本巢簡易水道再編事業に伴う補助金でございます。

工事負担金は、給水取り出しに伴う本管拡張工事の負担金で 1,653万 7,000円を計上しております。

新規加入に伴う加入金は58件 596万 3,000円を見込んでおります。

資本的支出、建設改良費の配水設備拡張費 3億 9,667万 2,000円は、糸貫地域 1,110メートル、真正地域 2,770メートル、本巢地域は第 1 水源地の築造、取水ポンプ導水管46.3メートル、滅菌設備、場内配管、送水管及び配水管で 2,600メートルなどの工事でございます。配水設備改良費 6,736万円は、糸貫地域の配水管改良 120メートル、浄水場 3 号配水ポンプ、電気計装盤などの更新費用でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

散会の宣告

議長（白木 健君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

3月10日午前9時から議会全員協議会を開催いたしますので、御参集ください。

なお、3月9日から13日までは休会とし、3月14日午前9時から本会議を開催しますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後 2 時05分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員